

運搬確認証

原規規発第 2112035 号

令和 3 年 12 月 3 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄 殿

原子力規制委員会

令和 3 年 11 月 12 日付け令 03 原機（科研）013 をもって確認の申請のあった車両運搬については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 59 条第 2 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、当該運搬に関する措置（運搬する物についての措置に限る。）が同規則に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、同規則第 20 条の規定に基づき、運搬確認証を交付します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

住 所 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1

代 表 者 : 理事長 児玉 敏雄

2. 運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量

(1) 種 類 : JRR-3 使用済アルミナイド標準型燃料要素

JRR-3 使用済シリサイド標準型燃料要素

JRR-4 使用済低濃縮燃料要素 (LEU)

JRR-4 使用済高濃縮計装燃料要素 (HEU)

(2) 性 状 : 固体

(3) 量 : kg-U (kg-²³⁵U)

(4) 濃縮度 : %以下(JRR-3 使用済アルミナイド標準型燃料要素)

%以下(JRR-3 使用済シリサイド標準型燃料要素)

%以下(JRR-4 使用済低濃縮燃料要素)

%(JRR-4 使用済高濃縮計装燃料要素)

(5) 空気吸収線量率 : Gy/h を超える。

3. 核燃料輸送物の種類 : BU型核分裂性輸送物

4. 核燃料輸送物の総重量 : kg 以下/輸送物

5. 収納する核燃料物質等

(1) 重量 : kg-U 以下/輸送物 (^{235}U : kg 以下/輸送物)

(2) 放射能の量 : TBq 以下/輸送物

主要な核種

^{137}Cs TBq 以下/輸送物

^{90}Y TBq 以下/輸送物

^{90}Sr TBq 以下/輸送物

$^{137\text{m}}\text{Ba}$ TBq 以下/輸送物

6. 使用する輸送容器

(1) 名称及び個数 : JRC-80Y-20T 型 2個

(2) 核燃料輸送物設計承認に関する事項

・設計承認番号 : J/61/B(U)F-96 (Rev. 3)

・設計承認書の承認番号 : 平成29年5月29日付け原規規発第1705291号

・有効期間 : 平成29年5月29日から平成34年5月28日まで

(3) 容器承認書に関する事項

・容器承認書の承認番号 : 平成29年11月13日付け原規規発第1711131号

・承認容器として使用する期間 : 平成29年11月13日から平成34年5月28日まで

・承認容器登録番号 : S1B61、S2B61

(4) 外形寸法

直径 : 約 cm

高さ : 約 cm

(5) 重量 : 約 kg

7. 核分裂性輸送物にあつては輸送制限個数 : 制限なし

8. 積載方法又は混載の別 : 専用積載

9. 運搬確認証の有効期間 : 令和 年 月 日から令和4年4月30日まで

10. その他特記事項 : なし